

自転車

利用ハンドブック

交通ルールやマナーを守ることが あなたの**"いのち"**を守ります





【お問い合わせ】

相模原市(交通·地域安全課) TEL 042-769-8229

自転車に乗る時は次のことを

必ず守りましょう!

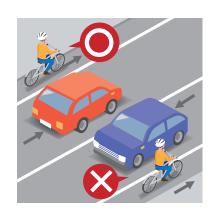
自転車は、原則として車道の左側を通行しましょう

- ▶自転車は車の仲間です
- ▶路側帯を通行する場合も左側

車道が原則ですが、次の場合は歩道を通行できます

- ▶右の標識や標示があるとき
- ▶13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の 不自由な人が自転車を運転しているとき
- ▶自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと 認められるとき (道路工事中など)





歩道を通行する場合の注意事項!

- ○歩行者が優先です
- ○指定された部分がない場合は、歩道の 中央から車道寄りを走りましょう
- ○徐行(すぐに止まれる速度で通行する こと)しましょう
- ○歩行者の通行を妨げる場合には、 一時停止しなければなりません
- ○歩道から車道へ急に飛び出すことは 大変危険です





車道寄りを走りましょう!

交差点では信号や標識を守り、安全確認をしましょう



原則、対面する車両用信号機 に従って通行しましょう。



「歩行者・自転車専用」の 表示がある歩道については、 歩行者用信号機に従って 通行しましょう。



※横断中の歩行者がいないなど 歩行者の通行を妨げるおそれ がない場合を除き、自転車に 乗ったまま通行してはいけま

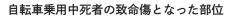
横断歩道を通行する 場合は、歩行者用信 号機に従って通行し ましょう。



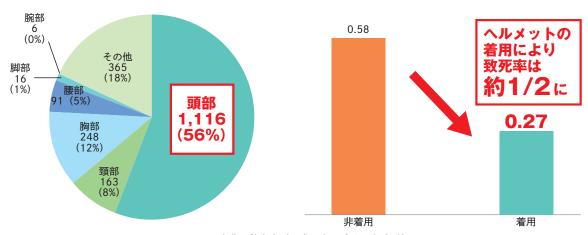
信号機のない交差点で一時停止の 標識がある場所では、必ず止まって 安全確認をしましょう。

自転車に乗る時は自転車用ヘルメットを着用しましょう

令和5年4月1日から全ての自転車利用者についてヘルメットの着用が努力義務化されました。 自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘル メットの着用により死亡や重傷事故を防ぐことができます。あなたの大切な"いのち"を守るために ヘルメットを着用しましょう。



自転車乗用中のヘルメット着用状況の致死率



※出典 警察庁 (平成30年~令和4年合計)

ヘルメットは正しくかぶりましょう!



■ 正しい角度で 装着しましょう。

ヘルメット本来の機能を発揮するために は正しい角度で装着することが大切です。 ヘルメットの先端が眉毛付近にくるよう に角度を合わせかぶりましょう。



2 あごひものバックルを しっかり締めましょう。

万が一の事故の際にヘルメットが 外れてしまわないよう、あごひも のバックルは、しっかり締めま しょう。



3 顎下に適度なあそびを 残しましょう。

あごとあごひもの間に、人差し指一本が入るほどのあそびを残します。 指が入らない場合や緩すぎる場合 は、適度にあごひもの長さを調整 しましょう。

これらのマークがついている自転車用へルメットを着用しましょう



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク

夜間はライトを点灯しましょう

ライトを点けずに自転車を運転することは、他の車両や歩行者から見えにくく、大変危険です。ライトを点灯することにより、前方が明るくなるだけでなく、周りに自分の存在を気づかせることになりますので、必ずライトを点灯しましょう。また、乗車前にライトが点灯するか点検しましょう。

飲酒運転は禁止です

車やバイクと同様に自転車も飲酒をしての運転は 禁止されています。お酒を飲んだら絶対に運転して はいけません。



その他の自転車の禁止行為



傘さし運転



ながらスマホ運転



イヤホン使用運転 (大音量等により運転に必要な 音が聞こえない場合)



並走走行



2人乗り

2人乗りは禁止ですが次の場合は、認められています。



- ▶幼児用座席に未就学児1人を乗車させ、幼児 1人をひも等で確実に背負って16歳以上の者 が運転する場合
- ▶幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に未就学児 2人を乗車させ16歳以上の者が運転する場合

禁止です!





- ▶幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に未就学児2人を乗車させ、幼児1人をひも等で確実に背負って運転することは、16歳以上の者でもできません!
- ▶抱っこひも等を使用して前抱っこして自転車 に乗ることは認められません

自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう

自転車事故でも高額な損害賠償を求められる事例が発生しています。

自転車向け保険以外にも次のような保険があります。万が一に備えて保険に加入しましょう。

◆自動車保険の特約 ◆火災保険の特約 ◆傷害保険の特約 ◆共済 ◆TSマーク付帯保険